

平成 26 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名 ニ ッ タ 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 新田元庸
(コード番号 5186 東証 1 部)
問 合 せ 先 経営管理、総務 CSR 担当
執行役員 永矢 敏則
電 話 番 号 0 6 - 6 5 6 3 - 1 2 1 1

「従業員持株会信託型 ESOP」の導入(詳細決定)に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 1 日に、当社グループ従業員持株会を活用し、福利厚生 of 拡充を目的としたインセンティブ・プラン「従業員持株会信託型 ESOP」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決定いたしました。平成 26 年 12 月 5 日開催の取締役会においてその詳細を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入趣旨

本制度は、当社グループ従業員に対して業績向上へのインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績に対する社員の意識をより一層高めることで、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、グループ従業員持株会の活性化を進めることを目的として導入するものであります。

2. 本制度の概要

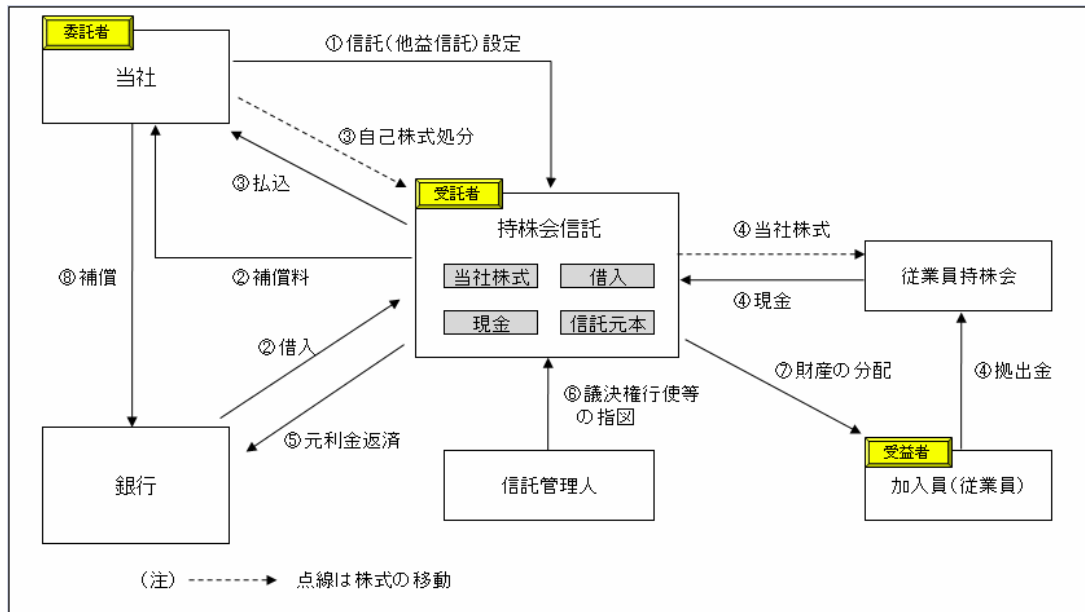
本制度は、「ニッタ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての当社グループ社員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が持株会に加入するグループ社員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定し、持株会信託は今後約 5 年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足するグループ社員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、グループ社員への追加負担はありません。

本制度の詳細の決議と同時に、現在当社が保有する自己株式 1,260,300 株(平成 26 年 9 月 30 日)のうち 246,000 株(約 629 百万円相当)を持株会信託に対して一括して処分することを決議いたしました。詳細につきましては、本日付、「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、信託契約において定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として持株会信託を設定します。
- ② 持株会信託は、銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当社、持株会信託及び銀行の三者間で補償契約を締結します。当社は当該補償契約に基づき持株会信託の借入について補償を行い、その対価として補償料を持株会信託から受け取ります。
- ③ 持株会信託は、当社の保有する自己株式もしくは株式市場から、持株会が今後約5年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。
- ④ 持株会信託は、信託期間を通じ、持株会の株式取得に際して保有する当社株式を時価で売却します。
- ⑤ 持株会信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、銀行からの借入の元利金返済に充当します。
- ⑥ 信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当社株式の議決権行使、その他の信託財産管理の指図を行います。
- ⑦ 上記⑤による借入金の返済後に信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する持株会の会員に対して分配されます。
- ⑧ 上記⑤による借入金の返済後に借入債務が残存する場合には、上記②の補償契約に基づき、当社が残存債務を弁済します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

4. 持株会信託の概要

- | | |
|---------|---|
| (1) 委託者 | 当社 |
| (2) 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| (3) 受益者 | 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者 |

- | | |
|-----------|--|
| (4) 信託契約日 | 平成 26 年 12 月 22 日(予定) |
| (5) 信託の期間 | 平成 26 年 12 月 22 日～平成 32 年 1 月 31 日(予定) |
| (6) 信託の目的 | 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て
確定される受益者への信託財産の交付 |

以 上